

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：男女共同参画推進費

事業名 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会開催費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 男女共同参画係

電話番号：058-272-1111 (内 2423)

E-mail: c11234@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,062 千円 (前年度予算額：1,062 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,062	0	0	0	0	0	0	0	1,062
要求額	1,062	0	0	0	0	0	0	0	1,062
決定額	1,062	0	0	0	0	0	0	0	1,062

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき設置された「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」を開催し、次の事項について調査・審議する。

- ・ 県の男女共同参画計画の策定・変更について
- ・ 男女共同参画にかかる施策及び性別による人権侵害についての県民等からの苦情意見、相談への対応について
- ・ その他男女共同参画の推進に必要な事項について

(2) 事業内容

① 審議会

委 員 数：15名

審 議 内 容：男女共同参画にかかる施策、男女共同参画計画の策定・変更

開 催 予 定 数：4回

開催回	時期	審議内容（予定）
第1回	4月	第4次計画に基づく施策の実施計画について
第2回	7月	県の審議会等における女性参画率について
第3回	11月	新年度に向けた施策の方向性について
第4回	2月	施策の総括・評価、新年度施策について

② 専門部会

- ◆ 表彰選考部会 委員数：5名 開催予定数：1回

審議内容：「岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰」の被表彰候補者の選考

- ◆ 苦情処理検討部会 委員数：5名 開催予定数：1回

審議内容：県民等からの男女共同参画の施策又は性別による人権侵害に関する苦情、意見及び相談に対する審議

[令和2年度開催実績]

- ・ 審議会：4回（予定含む）
- ・ 表彰選考部会：1回（予定含む）
- ・ 苦情処理検討部会：開催予定（事案発生により開催）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	736	委員報酬
旅費	113	委員等費用弁償、業務旅費
消耗品費	63	会議資料代等
会議費	11	会議用お茶
役務費	65	郵便代、電話代
使用料	74	会場使用料
合計	1,062	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 「清流の国ぎふ」創生総合戦略
 - 1 「清流の国ぎふ」を支える人づくり
 - (2) 誰もが活躍できる社会
- 岐阜県男女共同参画計画（第4次）
- 清流の国ぎふ女性の活躍推進計画

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
平成30年度末に策定した「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」に基づき、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が目指す男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜県づくりを推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画計画の策定や県の男女共同参画施策に対する意見聴取を行うため、継続的に開催すべき会議ではあるものの、開催自体に目標となる指標はない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
令和2年度開催実績(予定含む)
審議会: 4回、表彰選考部会: 1回
苦情処理検討部会: 事案発生により開催
男女共同参画推進施策に関する継続的な意見聴取・審議を実施した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
男女共同参画の専門知識を有する者及び一般の公募委員から意見聴取することで、計画に基づく施策が効果的に実施されている。今後も引き続き男女共同参画の推進にかかる意見聴取・審議を行う。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
（評価） ○	家庭や職場、地域など、あらゆる場面において、男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められており、男女共同参画の専門知識を有する者等からの意見聴取や関連施策に対する審議が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
（評価） ○	令和3年度は、策定された第4次計画に基づき、引き続き県施策の方向性や内容について審議していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
（評価） ○	県有施設での審議会開催による経費節減など、効率的な運営を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成31年度から計画期間がスタートする「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」に基づく県施策の方向性や内容について審議・検討していく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、引き続き開催する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	